

退職金特別定期預金

(スーパー定期)

1. 商 品 名	退職金特別定期預金
2. 預 入 対 象	受付け開始年度の年度末に退職される組合員の方
3. 受 付 期 間	退職年度の2月1日（休日の場合は翌営業日）から退職翌年度の5月末日（休日の場合は前営業日）まで
4. 預 入 期 間	1年・3年
5. 預 入 金	退職手当および当組合の財形預金（退職手当の入金を条件とします） 一旦他行で受け取った退職手当の預け替え預入も可能です
6. 預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額※ （3）預入単位 （4）預 入 日	一括でのお預入れ 100万円以上、1,000万円未満 ※大口定期と合わせ、一人様2契約、合わせて3,000万円まで 100万円（当初預入）（満期継続後は1円単位） ① 当組合の普通預金口座での退職手当受取の場合は退職手当振込日の翌営業日 ② ①以外の場合は窓口受付日（窓口受付日の前営業日までに本人が当組合の普通預金口座に退職手当を振込入金）
7. 満期時の取扱い	自動継続（元金継続または元利金継続） 当初申込における預入期間と同期間で継続 元金継続・元利金継続は申込時に指定
8. 利 息 （1）適用金利 （2）利払 （3）計算方法	① 当初預入期間は退職金預入日の特別金利（利率）を満期日まで適用 ・1年は大口定期の店頭表示金利（1年）に0.825%上乗せ ・3年は大口定期の店頭表示金利（3年）に0.950%上乗せ ② 満期継続後は、満期継続時の「預金利率一覧表」における大口定期（該当預入期間）の利率に1.2を乗じた利率（直近の冬期ボーナス定期預金の利率を下回る場合は直近の冬期ボーナス定期預金の利率）を適用します（上乗せ利率の適用は満期継続3回まで） 預入期間1年は満期日以降に一括して支払います 預入期間3年は6か月ごと複利計算し満期日以降に一括して支払います 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
9. 税 金※	源泉分離課税20%（国税15%・地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります
10. 手 数 料	不要

11. 付加特約等	① 総合口座の担保対象（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せ） ② マル優の適用対象
12. 預金保険について	適用対象（1人当たり他の適用預金と合算して元本1,000万円までとその利息等が保護対象）
13. 中途解約利率	以下の中途解約利率（小数点第3位有効（小数点第4位は切捨））により計算 <預入期間が1年の場合> ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上 約定利率×50% ただし、②の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときはその普通預金利率 <預入期間が3年の場合> ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②～⑥の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します
14. 金利情報	ホームページにてご覧いただくか、窓口にお問い合わせください
15. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください 【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください